

# 大竹市災害時における応急措置等の協力に関する協定実施要領

令和2年2月28日制定

## (目的)

第1条 この要領は、大竹市災害時における応急措置等の協力に関する協定（以下「協定」という。）について必要な事項を定め、大竹市において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市が行う活動に対し、市と協定を締結する業者（以下「協力業者」という。）が、公共施設の応急措置等の協力を行うことにより、もって市民の人命及び財産を守ることを目的とする。

## (協力業者の要件)

第2条 市は、次の各号のいずれにも該当する者を協力業者とすることができる。

- (1) 建設業を営む者
- (2) 大竹市内に本社、本店、支店又は営業所のいずれかを有する者
- (3) 大竹市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年大竹市告示第200号）第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないと認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者については、公正手続開始の決定を受けているもの
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者については、再生手続開始の決定を受けているもの

## (協力業者の募集及び締結)

第3条 協力業者の募集は、市広報及び市ホームページに掲載する等公募により行う。

2 市は、前項の募集に対して応募した業者について、前条に規定する要件を満たすと認めるときは、当該業者と別紙書式の協定書を交わすことにより、協定を締結する。この場合において、市は、協力業者との協議により、別紙書式の協定書の内容を変更することができる。

## (その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。